

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」でD等級以上に格付けされている者であること。

2 説明会、競争入札執行の場所及び日時

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 競争入札執行の場所
駐屯地隊員食堂
- (3) 日時
令和5年11月16日（木） 13時30分

3 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量-納入済数量)×単価」の総額（税込）、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額（税込）の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 公告の掲示場所

陸上自衛隊国分駐屯地、西部方面隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/kou/R5iPPan.htm>

5 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の単価（税抜き）をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 入札書を受領していない者の入札

7 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加するものは、資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (3) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 郵送による入札は認めるが入札の前日(令和5年11月15日17時00分)までに必着するように郵送すること。(電話・電報は認めない。)
- (5) 入札書については、国分駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAX等でおくるので、下記まで連絡すること。
- (6) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、令和5年11月27日(月)13時30分を再度入札の執行日時とし、再度入札に係る入札書を郵送する場合は、再度入札の前日までに必着とする。(電話・電報は認めない。)なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (7) 見本提出
 - ア 品目等内訳書の見本欄の「○」印については、必ず見本を提出すること。
 - イ 見本提出期限：11月14日12時00分までに納入場所の糧食班まで提出すること。

8 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊 契約班 担当：森山(モリヤマ)
TEL(0995)46-0350 (内線637)
FAX(0995)46-4076